

福山市建設工事等入札参加者審査会設置要領

(設置)

第1条 本市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（上下水道局所管のものを除く。以下「建設工事等」という。）の入札及び契約事務の適正化を図るため、福山市建設工事等入札参加者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 競争入札を行おうとする建設工事等のうち、次に掲げるいずれかに該当するものの入札参加資格要件の設定に関すること。
 - ア 請負設計金額が1億5,000万円以上の建設工事
 - イ 請負設計金額が5,000万円以上の測量・建設コンサルタント等業務
 - ウ 入札参加者（配置予定技術者を含む。）に施工（業務）実績を求めようとするもの。
 - エ 市外に本店を有する者の入札参加を認めようとするもの。
 - オ 共同企業体（設計共同体を含む。以下同じ。）が発注しようとするもの。
 - カ 総合評価方式により発注しようとするもの。
 - キ 工事成績条件付一般競争入札により発注しようとする建設工事
 - ク 建設工事自社施工型により発注しようとする建設工事
 - ケ 落札制限を設定しようとするもの（建設工事において、年間の受注制限を設定するものを除く。）。
 - コ その他建設工事等主管課長又は建設政策課契約担当課長が、審査会で審議することを認めるもの。
- (2) 請負設計金額が130万円を超える建設工事及び50万円以上の測量・建設コンサルタント等業務で、随意契約により契約を締結しようとする場合の契約の相手方の選定に関すること。
- (3) 公共工事発注予定一覧表等の公表に関すること。（共同企業体が発注する建設工事等の選定に係る審議並びに工事成績条件付一般競争入札及び建設工事自社施工型により発注する建設工事の選定を含む。）
- (4) 福山市建設工事総合評価方式試行要綱（平成20年4月1日施行）第4条各号及び福山市測量・建設コンサルタント等業務総合評価方式試行要綱（平成23年4月1日施行）第4条各号に規定するもの。
- (5) すべての入札金額が、基準価格をもとに、0%から0.3%未満の許容範囲内において任意に電子計算機が算出した額を下回った場合で、1以上の入札金額が基準価格以上となった場合における落札者の決定に関すること。
- (6) 請負設計金額が1億5,000万円以上の建設工事の入札参加資格の審査に関すること。
- (7) 入札参加資格者の指名除外に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、審査会で審議することが必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員をもって組織する。

2 委員は、建設局長及び次に掲げる職にある者をもって充てる。

建設管理部長、土木部長、農林土木担当部長、都市部長、建築部長、建設政策課契約担当課長、建設工事等主管課長

(専門委員)

第4条 総合評価方式に係る必要な意見等を聴くため、専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

3 専門委員は、当該総合評価方式に係る必要な意見等の聴取が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置く。

2 会長は、建設局長をもって充てる。

3 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 会長不在のときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 会長は、特に必要がある場合は、前条に規定する委員以外の者を委員に指名することができる。

(運営)

第6条 審査会は、会長が必要に応じて招集する。ただし、必要と認めるときは、会議に代えて回議によることができる。

2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開催することができない。

3 審査会の会議は、非公開とし、何人もその内容を他に漏らしてはならない。

4 審査会は、必要に応じ、委員以外の職員の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(会議に付する議案の作成及び配布等)

第7条 会議に付する議案は、建設政策課契約担当課長が作成し、委員に配布するものとし、会議終了後直ちに回収して廃棄するものとする。

(報告)

第8条 審査会は、審査した結果を速やかに決裁区分に応じて市長又は専決権限を有する者に報告しなければならない。

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、建設局建設管理部建設政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2009年（平成21年）10月13日から施行する。

附 則

この要領は、2010年（平成22年）10月12日から施行する。

附 則

この要領は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年（令和2年）7月1日から施行する。

附 則

この要領は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。